

## 普通預金口座をご利用のお客さまへ

当金庫では、2020年1月1日以降に新規開設いただいた普通預金口座に「未利用口座管理手数料」を適用させていただいておりますが、2022年4月1日よりすべての普通預金口座に適用させていただきます。

これからも、当金庫は、お客さまにご満足いただけますよう、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、引続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

### 未利用口座管理手数料について

#### (1) 対象となる口座

以下の条件をすべて満たす普通預金口座を対象とします

- ① 普通預金口座（総合口座も含みます）であること
- ② 最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用が無い普通預金口座であること
- ③ 該当の普通預金口座の残高が1万円未満であること
- ④ 同一支店で、他にお預かり金融資産（定期性預金・国債等）のお取引がないこと
- ⑤ お借入がないこと

#### (2) 未利用口座管理手数料のご案内等について

お客さまの口座が本手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内をさせていただきます。（ご案内が延着または到達しなかった時も、通常到達すべき時に到達したものとみなします。）

ご案内後、一定期間（約3ヵ月間）経過後もお取引が無い場合に、年間1,200円（消費税別）の本手数料を対象口座からお引落しさせていただきます。

#### (3) 対象口座の自動解約について

残高不足等により、本手数料の引落しが不能になった場合は、残高を本手数料の一部とし、対象口座を自動的に解約させていただきます。

なお、本手数料の返却および解約させていただいた口座の再利用には応じいたしかねますので、予めご了承ください。

※2019年12月31日以前に開設された口座については、改定日（2022年4月1日）から2年以上、預入れまたは払戻しのない場合に対象口座となり、手数料の引落しは、2024年4月以降となります。

ご不明な点は、お取引店までお問い合わせください。